

土浦市監査委員告示第6号



令和7年1月24日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和7年3月25日

土浦市監査委員
土浦市監査委員

市原和
寺内充



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の收受

令和7年1月24日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを收受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、原則として原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部生活安全課長 中山 悟

(2) 対象の会計行為

土浦市長は、土浦市交通安全母の会（以下「母の会」という。）が令和5年度に行った事業に対し、土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金（以下「本件補助金」という。）241,263円を確定したこと。

(3) 主張の要旨

ア 市長は当初に、次の3補助事業に対して、400,000円の補助金の交付を決定している。

- ①各季（春・夏・秋・年末）交通安全運動、②女性ドライバー安全運転セミナー、③高齢者交通安全大会の開催等。

しかし、補助金の額の確定の対象となった事業は、次の3事業であり、当初に補助金交付が決定された事業と一致しない。①交通安全街頭キャンペーン、②乳児用チャイル

ドシート貸出、③交通安全雛祭り番所等 補助事業等の内容を変更する場合は、事前の承認が必要であるが（土浦市補助金等交付規則第11条）、母の会はその申請は行っておらず、母の会は市の承認の無い事業を行い補助金を執行したものであり、不当である。

イ 母の会が実績報告書に挙げた3事業は、次のとおりである。

① 交通安全街頭キャンペーン事業について

土浦市長が会長を務める土浦市交通安全対策推進協議会は、各季（春・夏・秋・年末）交通安全運動その他を計画・実施するなど、交通安全運動は、市を挙げて取り組む事業である。

その中で、土浦地区交通安全協会は補助事業者として、主体的に交通安全キャンペーンなどの交通安全に係る事業を行っている。令和5年度事業報告書によれば、「3各季の交通安全期間中の活動」の実績について、各季キャンペーンごとの実施内容及び会計収支の詳細な報告を行っている。

他方、母の会が提出した実績報告書には、実施したとする交通安全キャンペーンの内容や会計収支が記載されていない。そのため、交通安全キャンペーン事業の詳細について確認するため、キャンペーンごとに、事業の計画及び成果の記録と会計記録の情報公開請求を行ったが、情報は保有しないとして公開されていない。

② 乳児用チャイルドシート貸出事業について

本市の2020つちうらこどもプランでは、第5章 施策の展開として、「基本施策3>5安心・安全な環境づくり>安心して外出できる環境の整備や交通安全の確保」に、具体的事業としてチャイルドシートの貸出しが記載されている。

これによれば、チャイルドシートの貸出しとは本市の事業であり、手続その他は本市生活安全課Webサイトに公開されている。

土浦市チャイルドシート推進協議会は、委託受けなどして事業に参加しているものと思われるが、母の会の記載は無く、関与の内容は不明である。

このように、チャイルドシートの貸出し事業は、本市が計画し実施している事業であり、母の会が補助事業として行っているものではない。

仮に、母の会が市の貸出し業務の協力の反対給付として給付金を受けているのであれば、それは補助事業には該当しないこととなる。

本事業の実態を確認するため、事業の計画及び成果の記録、及び会計記録について情報公開請求を行ったのだが、情報は保有していないとして公開されていない。

③ 交通安全雛祭り番所等事業について

「地域メディアNEWSつくば」のWebサイトに、2020年(令和2年)の「土浦の雛祭り開幕」の記事がある。記事によれば、「土浦の雛祭り」は本市観光協会が主催するもので、「まちかど蔵は、交通安全ひなまつり番所」と紹介されている。しかし、母の会に関する記述は確認できない。2023年(令和5年)のNEWSつくばWebサイトでは、交通安全ひなまつり番所の記事が無く、同様に母の会に触れた

記事は確認できない。そのため、交通安全ひなまつり番所に関し、母の会の関りを確認するため、事業の計画及び成果の記録、会計記録について情報公開請求を行ったが、情報は保有していないとして公開されていない。

ウ 結論

(ア) 本件補助金交付は、補助金が決定した3件の事業を負担事項とする負担付贈与契約であり、母の会は、これら3件の事業を実行する義務がある。しかしながら、母の会はこれら3件の事業を実施していない。

また、実績報告書に挙げられた事業3件はすべて、①事業の計画及び成果の記録、及び②会計記録に係る情報が公開されず、公益上の必要性は検証不能である。したがって、母の会が行った3件の事業は、当初に決定された3件の事業を代替するものとは認められない。

このように、本件負担付贈与契約は履行の事実が認められず、契約不履行とみなすべきである。

(イ) 母の会が実績報告書に挙げた3事業は、何らかの支出を伴うものであるにも関わらず、市は領収書その他の会計証拠書類は保有していないとして公開されない。

このように、領収書その他の会計証拠書類が公開されない支出とは、不当な支出とみなすべきである。

(4) 発生した損害の内容

令和5年度母の会は、補助金交付が決定された補助事業を行わず、実績報告書に記載された事業の計画及び成果や会計書類、領収書等の支出証拠書類が情報公開されず公益性の検証や補助金の使途の確認ができないので、負担付贈与契約の債務不履行であり、会計証拠書類が公開されない支出とは、不当な支出である。

(5) 措置請求内容

母の会に対し、市が交付した補助金241,263円の返還を求める措置を請求する。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 別紙第1 土生発第227号 令和6年5月27日
- (2) 別紙第2 土生発第223号 令和6年5月27日
- (3) 別紙第3 土生発第736号 令和6年12月16日
- (4) 別紙第4 土生発第232号 令和6年5月27日
- (5) 別紙第5 土生発第667号 令和6年11月22日

- (6) 別紙第6 土生発第761号 令和6年12月25日
- (7) 別紙第7 土生発第762号 令和6年12月25日
- (8) 別紙第8 土生発第763号 令和6年12月25日
- (9) 別紙第9 土生発第764号 令和6年12月25日
- (10) 別紙第10 土生発第765号 令和6年12月25日
- (11) 別紙第11 土生発第766号 令和6年12月25日
- (12) 別紙第12 「乳児用チャイルドシート貸し出しのご案内」 本市Webサイト
- (13) 別紙第13 土生発第759号 令和6年12月25日
- (14) 別紙第14 土生発第760号 令和6年12月25日
- (15) 別紙第15 「土浦の雛祭り始まる」 NEWSつくばWebサイト
- (16) 別紙第16 土生発第703号 令和6年12月9日
- (17) 別紙第17 土生発第704号 令和6年12月9日
- (18) 別紙第18 土生発第668号 令和6年11月22日

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和7年1月27日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、申請時の事業を実施せず、また、実施した事業の確認をしていないにもかかわらず補助金を交付したことは、本件補助金が不当な補助金の交付であると主張しているが、本件補助金は、令和6年3月31日付けの土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしており、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決（平成30年（行ウ）第3号／令和2年（行ウ）第4号）では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法242条1項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、補助金交付が決定された補助事業を行わず、実績報告書に記載された事業の計画及び成果や会計書類、領収書等の支出証拠書類が情報公開されず公益性の検証や補助金の使途の確認ができないにも関わらず補助金を支出したと主張しているが、この場合、いわゆる怠る事実該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとし

て住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、本件請求を正式に受理することを決定し、請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和7年2月12日にその機会を設けた。

(1) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 土浦市長は、母の会に対し、①各季の交通安全運動、②女性ドライバー安全運転セミナー、③高齢者交通安全大会の開催等の3補助事業に対して40万円の補助金の交付を決定した。

しかし、補助金額の確定時の補助対象事業は、①交通安全街頭キャンペーン、②乳児用チャイルドシート貸し出し、③交通安全雛まつりの番所等となっており、当初に補助金を決定した3つの補助事業と異なっている。

土浦市補助金等交付規則によると、内容や申請時の補助金額を変更する場合、変更申請を行うこととされているが、令和5年度の母の会の補助事業は変更申請や変更承認がされていない。

イ 母の会が提出した実績報告書には、実施された事業の計画や内容や成果、会計収支や内容についての記載がなく、補助金が確定された事業が、申請時に決定された事業を代替するもの、もしくは補完するもの、または、名称や内容が異なるが同等の公益が期待される事業とはいえない。

ウ 2020つちうらこどもプランには、安心して外出できる環境の整備や交通安全の確保に具体的な事業として、チャイルドシートの貸し出しが記載されている。

市のホームページには、生活安全課交通防犯係を問合せ先として、乳児用チャイルドシート貸し出しの案内が掲載されていて、母の会の記載はない。

乳児用チャイルドシート貸出事業は、生活安全課に事務局があるチャイルドシート推進協議会が行って、市の物品であるチャイルドシートをチャイルド推進協議会が貸し出している。

このように、チャイルドシートの貸し出し事業は、土浦市が計画し実施しているものであり、母の会が補助事業として行っているものではない。

また、チャイルドシートの貸し出しの実績について、どんな事業を行ったのか、貸出はどれだけ貸出したのか、お金はいくらかかったのか、情報は不存在ということで一切明かされていない。

エ 交通安全雛まつり番所等事業について、令和2年度に地域メディアNEWSつくばの記事において、交通安全土浦の雛まつりが開催され、まちかど蔵には交通安全雛まつりの番所があると紹介されている。また、2月3日、市長の記者会見の中で、土浦の雛まつりが明日から始まりますとの発言があった。

しかし、どちらにも母の会についての記述や発言は、確認できない。

また、交通安全雛まつりの実績について、どんなことをやったのか、実際にどんな人が見に来てくれたのか、あとどんなものを並べたのか、あとそれから、作ったり、それからお茶飲んだりいろいろあったと思うが、情報は不存在ということで一切明かされていない。

オ 本件補助金交付は補助金が決定した当初の算定の事業を負担事項とする負担付贈与契約であるにもかかわらず、一切実行されていない。

実績報告に記載された3つの事業は、申請に記された事業を代替するものなのか、補完するものなのか、事業の内容がどれだけ変わったのか、同等の公益性とかそういったものを持つものか、一切分からず、実際お金をどれだけ使ったのか、ということについても変更の手続を行っていないので、補助金確定金額241,263円について、適正な支出であったかどうか証明するものや確認できるものはない。

補助額の変更が監査対象機関の審査を受けること無く実施されたことは規則に従って確実に履行すべきであると令和5年度に監査委員から指摘されているところである。

(2) 令和7年2月12日に請求人から提出された書類

- ア 資料第1 交通安全母の会 令和5年度補助事業 決定～確定対比
- イ 資料第2 交通安全母の会 令和2年度～令和4年度決定事業と確定事業
- ウ 資料第3 監査結果からの摘要（土浦地区交通安全協会・生活安全課関連）

(3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、1頁「助金の額」は「補助

金の額」であることを確認し、2頁「土浦市交通安全推進協議会」は「土浦市交通安全対策推進協議会」であることを確認し、2頁「案心して外出できる」は「安心して外出できる」であることを確認し、4頁「安全母の会はこれら3件」は「安全母の会はこれら3件」であることを確認し、同頁「公益上の必用性」は「公益上の必要性」であることを確認し、補正を行った。

2 監査の対象事項

請求人は、母の会の補助対象事業（以下「本件事業」という。）に関し不履行があること、補助金が確定された事業は申請時に決定された事業と名称や内容が異なるが、申請時に決定された事業と同等の期待される公益をもたらしていないこと、本件事業の会計証拠書類が公開されておらず不当な補助金の支出であることを理由として、本件補助金の返還を主張しているものと考えられる。

そこで、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件事業に関し不履行があるか否か。また、実施された事業は、申請時に決定された事業と同等の公益が期待される事業か否か。
- (2) 本件事業の会計証拠書類が公開されていないのは、不当な補助金の支出であるか否か。また、本件補助金の返還を請求することが可能か否か。

3 監査対象機関 市民生活部生活安全課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

- (1) 調査日時 令和7年2月12日 午後1時39分から
- (2) 関係人 市民生活部生活安全課長及び係員
- (3) 監査委員が提出を求めた資料
提出資料1 土浦市交通安全母の会に対する補助金交付決定について(伺い)
提出資料2 土浦市交通安全母の会に対する補助金の額の確定について(伺い)
- (4) 聴取内容の要旨
関係人である市職員から聴取した内容は、次のとおりである。

ア 請求人が主張する、令和5年度、母の会は、市の承認の無い事業を行い補助金を執行したものであり不当である、とする点について否認する。

そもそも、母の会の目的や活動内容は、本市の交通安全活動の促進に寄与するものであり、「交通安全活動の積極的な促進に関する事業」を補助対象経費として、「土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金交付要項」に明記されている。

補助金の申請時に添付された母の会の令和5年度事業計画に、「交通安全活動の積極的な促進に関する事業」を確認し、令和5年6月14日付で交付決定を行った。

なお、当該事業計画は、今回、監査委員へ提出した関係資料中の令和5年度母の会総会資料から、当該事業計画を抜粋し、本日、監査委員へ改めて配布した。

また、令和6年3月29日付けで提出された、実績報告書中の3事業についても、当該資料に明記された事業を実施していることを確認した。

そもそも、補助金交付申請書に記載のある3事業は、数多くある事業の主だったものを列記したものであり、このことは、補助金申請書の添付資料にも明示されている。また、実績報告書に記載のある3事業も同様に、数多くある事業の主だったものを明記したものである。

イ 請求人は、市には交通安全街頭キャンペーンの会計記録等の情報がない旨主張しているが、この事業は、春季、秋季に全国一斉に行われる全国交通安全運動及び夏季、年末に県内一斉に行われる交通事故防止県民運動に伴い実施される街頭キャンペーン事業の総称であり、土浦市交通安全対策推進協議会が主催している。

土浦市交通安全対策推進協議会の役員である土浦地区交通安全母の会連合会長は、令和5年度には母の会会長を兼ねており、母の会も土浦市交通安全対策推進協議会キャンペーンに参加していることは自明であり、記録写真でも母の会の会員の参加は確認できる。

また、帳簿等においては、市担当者が母の会の実績報告時に確認した上で、母の会へ返却している。

ウ 請求人は、チャイルドシートの貸し出し事業は、本市が計画し実施している事業であって、母の会が補助事業として行っているものではない。土浦市チャイルドシート推進協議会は、委託受けなどをして乳児用チャイルドシート貸出事業について事業に参加しているものと思われるが、母の会の記載は無く、関与の内容は不明である、という請求人の主張は否認する。

乳児用チャイルドシート貸出事業は、母の会のほかに、一般財団法人茨城県交通安全協会土浦地区交通安全協会、土浦地区交通安全協会土浦支部から構成される土浦市チャイルドシート推進協議会が主で行っている事業である。

本日、監査委員に配布した、土浦市チャイルドシート推進協議会会則の第3条のとおり、当協議会の構成3団体のうち、母の会も構成団体であり、乳児用チャイルドシート貸出事業は、本市と協働して行っている事業である。

また、会計記録等については、先の交通安全街頭キャンペーン事業と同様、実績報告提出時に帳簿等を市担当者が母の会の実績報告時に確認した上で、母の会へ返却している。

エ 交通安全雛まつり番所は、本日、監査委員へ配布した資料のうち、「第20回土浦の雛まつり」のパンフレットに記載のとおり、本市観光協会が主催する「土浦の雛まつり」内のイベントとして実施されている。

請求人は、請求書に「地域メディアNEWSつくば」のWebサイトの2020年、令和2年の「土浦の雛まつり開幕」の記事に母の会に関する記述がないこと、また、その他2023年、令和5年に同サイトに交通安全雛まつり番所の記事がない旨、主張しているが、例年一般財団法人茨城県交通安全協会土浦地区交通安全協会が後援として参加しており、まちかど蔵「野村」にて、母の会と協働で「交通安全雛」を展示する「交通安全雛まつり番所」を開設し、母の会の会員もそこで来場者に対し、啓発品の配布などの広報啓発活動を行っている。

このことは、令和5年度、第19回土浦の雛まつりのパンフレットにも交通安全雛まつり番所の記載があり、雛まつり期間中の当番所の当番について生活安全課へ当番の輪番表が提出され、生活安全課職員も交通安全雛まつり番所に出向き確認している。

また、前述の事業と同様に、実績報告提出時に帳簿等を市役所担当者が確認し、母の会へ返却している。

オ 請求人は、本件負担付贈与契約は履行の事実が認められず、契約不履行とみなすべきである、また、領収書その他の会計証拠書類が公開されない支出とは、不当支出とみなすべきであるので、母の会に対し、市が交付した補助金241,263円の返還を求める措置を請求する、と主張しているが、補助金の返還を命ずる措置を要しない。

(5) 令和7年2月12日に監査対象機関から提出された資料

提出資料1 令和5年度事業計画

提出資料2 土浦市チャイルドシート推進協議会会則

提供資料3 第20回土浦の雛まつり

提供資料4 第19回土浦の雛まつり

提供資料5 交通安全キャンペーン参加記録

(6) 関係人調査時において、代表監査委員から以下の質問があり令和7年3月6日監査対象機関から回答が提出された。

ア 代表監査委員からの質問の要旨

(ア) 母の会の収支報告書に記載の支出のうち、通信事務費と事業費241,263円を決定額実績額とし補助対象としているが、総会も補助事業として申請され、総会費も補助の対象とされているのか。

(イ) 土浦市補助金等検討委員会の意見として、事業費は事業別に積算し、通常は事業費の半分程度を目安に補助金を確定されたいとなされているところ、繰越金と会費、土

浦地区交通安全協会土浦支部から補助金5万円、土浦地区交通安全母の会から補助金6万円と収入がありながら、土浦市から補助金40万円とあり、経費のほとんどを土浦市の補助金で賄うような実績報告が提出され、その金額どおり土浦市が確定していると見受けられるが、その点は如何か。

(ウ) 請求人が、本日提出した資料第2によると、積算根拠が明確ではないが、令和2年度から令和4年度まで毎年、補助対象経費として40万円申請され、その内訳は毎年4つの事業に10万円ずつ振り分けている。しかし、毎年どの事業にいくら使ったのか、確定値が明確でないまま補助金を支出しているのではないか。

補助金申請時、事業ごとに積算根拠に基づいて各10万円を割振っているのか、また、確定時にその事業の施行を精査しているか。

(エ) 補助金の申請に関して、決定時と確定時の事業内容の書き方に相違があることで、請求人に疑問を生じさせているのではないか。

イ 監査対象機関からの回答

(ア) 総会では、土浦警察署長等の話を始め、土浦警察署交通課長からの交通安全講話もあり、会員のための研修会という母の会の交通安全活動を積極的に促進するための事業であることから、事業費として計上、支出したことについては問題ないと考えている。

総会で支出した内訳は、会場使用料等にかかる会議費、総会資料や開催通知等の作成にかかる印刷費、開催通知の郵送代や総会欠席時の委任状の返信にかかる通信事務費で、いずれも補助対象経費である。

なお、その支出金額等については、領収書等で精査・確認している。

(イ) 母の会の補助金については、「土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金交付要項」(以下「本件要項」という。)の別表のとおり、補助対象事業における補助対象経費であれば、補助の比率は設けておらず、規定の補助額内で10/10の補助を出している。

また、母の会からは、本市からの補助金40万円を事業費70万円のうち38万円、会議費3万円、印刷費2万円、通信事務費3万円の計8万円のうち2万円を充てるとして補助金の申請を受けている。補助金額確定時には、事業ごとに内容を精査し、全事業費のうち、どの事業にどのくらいの補助金を充てているのかは、領収書等で精査・確認している。

さらに、コロナ禍により以前のように事業が開催できなくなった上、土浦地区交通安全協会土浦支部からの補助金も半額の5万円、土浦地区交通安全母の会から補助金も半額の3万円となり、会員的大幅な減少で、母の会の収入が大きく減少した。

本市もコロナ禍以前は60万円だった補助金を40万円に減額しており、令和5年度に土浦地区交通安全母の会からの補助金がコロナ禍以前の6万円に戻ったとはいえ、母の会としては、コロナ収束に伴いコロナ禍以前のように事業を再開するために、ある程度の自主財源を繰り越さなければならず、市の補助金を優先的に活用したとの

実績報告を受け、市で承認した。

- (ウ) 令和5年度においては、5月に新型コロナウイルスが第5類感染症へ移行したこともあり、コロナ禍以前と同等の事業が可能であると考え、補助金の交付申請を受けたが、感染のリスクが完全になくなったわけではなく、母の会の会員の多くが高齢者でもあることから、本格的な活動再開にまでは至らず、結果、コロナ禍以前の事業水準に戻すことはできなかった。

なお、令和4年度以前の補助申請では、コロナ禍のため事業実施の先行きが不透明な中、各事業の内容や開催規模等を確認した結果、40万円の補助金を概算で4つの事業に10万円ずつとして申請を受けた。

また、補助額確定時においても、領収書等で事業ごとにその内容を精査・確認した。

- (エ) 決定時と確定時の事業内容の書き方に相違があるものの、補助額を決定する申請時の事業も、同じく確定する実績時の事業も、要項上明記された交通安全活動の積極的な促進に関する事業に該当することを確認した。

申請時に添付されている令和5年度総会資料中の事業計画にある事業は実績報告書の中でも報告されており、申請及び確定時に同じ事業として確認した。

今後は、誤解を招かぬよう、申請時と実績時の事業内容が書類上も一致するようにする。

第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助額等を具体的に定め、公益上の必要性を具体化している。

2 土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金について

本件要項によれば、地域における交通安全活動を積極的に促進するため、母の会が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

第6 判断

- 1 本件事業に関し不履行があるか否か。また、実施された事業は、申請時に決定された事業と同等の公益が期待される事業か否か。

請求人は、母の会が本件事業に関し不履行があると主張するが、監査対象機関は、母の会の目的や活動内容は、本市の交通安全活動の促進に寄与するものであり、本件要項に明記している本件補助金の申請内容に記載した事業の推進に関与し、各事業において生活安全課職員もこれら事業に参加しているため、これまでの事業実績や事業計画等から疑念の余地がない旨説明していることから、本件事業に関し不履行はないと判断する。

また、母の会の令和5年度事業報告によれば、当該団体が全国交通安全街頭キャンペーンや交通事故防止県民運動街頭キャンペーン等を行った旨が記載されており、これらは、本件補助金の申請内容に記載の『交通安全運動における啓発活動やチャイルドシート及びシートベルトの着用促進、飲酒・無免許・無謀運転の追放運動などを促進するほか、地域における交通安全活動を積極的に促進し、交通事故防止を図る』と、本件補助金の交付の目的である本件要項第1条の「地域における交通安全活動を積極的に促進する」と一致しているため、実施された事業は、申請時に決定された事業と同等の公益が期待される事業であると判断する。

平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされているところであり、よって、請求人の主張は認められない。

2 本件事業の会計証拠書類が公開されていないのは、不当な補助金の支出であるか否か。また、母の会に対し本件補助金の返還を請求することが可能か否か。

請求人は、会計証拠書類が公開されないのは、不当な補助金の支出であると主張している。規則及び本件要項を確認したが、監査対象機関の主張のとおり、本市に保有の努力義務を含む義務が規定されているものではなく、規則及び本件要項において実績報告書の提出を行うこと、及び補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証票については補助事業者が整備することとされており、審査についても担当職員が確認を行っていることから、本件補助金に係る会計処理及びその審査の手続きが補助金等の額の確定等の規定に適ったものでなく適正を欠くものであるとまではいえないと判断する。

以上のとおり、本件補助金に係る事業は事業内容の書き方に相違があるものの、補助額を決定する申請時の事業も、同じく確定する実績時の事業も、要項上明記された交通安全活動の積極的な促進に関する事業に該当し本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものではなく、かつ本件補助金には公益上の必要性が認められるため、これらの事由が欠けることを理由とした母の会に対する本件補助金の返還の請求を行うことが可能か否かの論点は検討するまでもない。

母の会に対し本件補助金の返還を請求する根拠となるその他の事実も認められないことから、母の会に対し本件補助金の返還を請求することはできない。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第7 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のような問題があったことから、適正な事務処理をされたい。

- (1) 監査対象機関の主張から、総会事業が補助金を充当できる事業であるか補助金交付申請書を確認したところ、本件補助金の交付目的は、「交通安全運動における啓発活動やチャイルドシート及びシートベルトの着用促進、飲酒・無免許運転の追放などを推進するほか、地域における交通安全活動を積極的に促進し、交通事故防止を図る」ための事業に該当するものと認められることであり、総会事業で行った会員のための研修会については、本件補助金の事業費に要する経費・配分及び使用方法に合致を見い出すことに疑念が残るので、母の会からの補助金申請や確定時に生活安全課が勘定科目等を適正に確認すべきである。

- (2) 補助金は、財政的援助なので、最初に補助事業者の補助事業に係る収入等を経費に充て、不足分を補うために補助金が交付されているものと考えられる。母の会の会員は高齢者が大半であり、コロナ禍が第5類へ移行したとはいえ事業の遂行が将来的に不安であることは理解できるが、そのことを理由に自主財源を留保していたのは、市民から事業に疑念を感じさせ誤解をあたえるので、適正な執行をされたい。
- (3) 請求人が提出した資料第2によると、令和2年度から令和4年度まで毎年、補助対象経費として40万円申請され、その内訳は毎年4つの事業に10万円ずつ振り分けている。
コロナ禍において事業の予想が立てにくかったとの理由は慮るが、補助金は、市民から徴収する貴重な市税等が財源であり、補助金を交付することの公平性、必要性、合理性等が容易に確認できなければならず、補助対象経費や割合等を明確にし、市民に説明責任を果たせるようにするべきである。
- (4) 補助金申請時の事業の具体的名称と確定時の具体的名称が異なっていることについて、申請時の事業名称は主な事業名の列挙であり、申請時に資料として添付された事業計画書の内容に確定された事業も含まれているとのことであるが、実施した事業がどの事業に該当するか一般の市民に誤解されることないよう突合し明記されたい。